



# 社長のための 経営雑学

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第331号

平成30年8月8日(水)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006 大阪府野江4丁目1番6号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## 夏祭り等への協賛金支出の取扱い 原則寄附金も広告宣伝費の場合も

7月から8月は「青森ねぶた祭り」(青森) や「祇園祭」(京都)、「阿波踊り」(徳島) など夏祭りの季節。全国各地で盆踊りや花火大会などが催されるが、これらの祭りの運営に欠かせないのが企業からの協賛金だ。地元企業にとって協賛金の支出は地域住民との関係を深める数少ない機会でもあるが、税務上の処理はどうなるのだろう。

例えば、夏祭りに支出した協賛金は、主催する神社の境内や町内会の神酒所などに、提供社名が張り出されるので宣伝的な効果がある。しかし、協賛金という支出は寄附金そのものであるから、税務上は寄附金として処理せざるを得ない。一般寄附金として限度額計算を超える部分は損金算入できないことになる。

ただ、夏祭りや盆踊りの際に、商店街などの道筋の両側に社名や店名を入れた提灯を吊るして祭りの雰囲気を一層盛り上げているケースがあるが、この場合の社名入りの提灯の費用は、看板などと同じ効果をもつと考えられることから、広告宣伝費として一括での損金算入が認められる。花火大会などで花火代を負担することでパンフレットに社名が印刷される場合も広告宣伝費として処理できる。

また、イベントなどの主催者が顧客や取引先であるなど、事業と関係がある場合に、その顧客や取引先との今後の取引の円滑化などを目的に支出した協賛金等は、交際費に該当する可能性があるので注意が必要だ。